

共に生きる社会の実現に協力いただける
ツナガルカンパニーを募集します

三条市では、共に自分らしく暮らすためのまちづくりを推進するため、障がいのある方などに優しい配慮等を行う事業者をツナガルカンパニーとして認証する制度を開始しました。共に生きる社会の実現に協力してくれる事業者を募集します。

ツナガルカンパニーに認証された事業者には、特定のステッカーを提供し、市のウェブサイトなどで広く紹介します。

【本件のポイント】

- 障がいのある方などに優しい配慮等を行う事業者をツナガルカンパニーとして認証する制度を開始
- ツナガルカンパニーに認証された事業者には、特定のステッカーを提供し、市ウェブサイトで広く紹介する。



認証ステッカー

【本件の概要】

1 取組の背景

三条市では、4月に「三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例」（通称「ともまち条例」）を制定し、共に自分らしく暮らすためのまちづくりを推進しています。

ツナガルカンパニーの認証制度は、この条例を受けて、事業者における配慮の取組拡大を目的としています。

2 ツナガルカンパニー認証制度

障がいのある方などに優しい配慮等を行う事業者をツナガルカンパニーとして認証し、その取組等を市が広く紹介します。8月10日（木）から開始します。

3 ツナガルカンパニーの募集

ツナガルカンパニーとして共に生きる社会の実現に協力いただける事業者を募集します。認証後は、認証ステッカーを提供します。

(1) 申請要件

次のいずれかに当てはまる事業者

- ア 障がいのある方や困っている方に対し、優しいサービスや合理的配慮を提供している、又は今後提供する事業者

イ 障がい福祉サービス事業所から物品や役務の調達をしている、又は今後調達する事業者

※提供する配慮の内容や事業者の所在地・業種は問いません。

(2) 申請方法

ア 専用ホーム

下の専用ホームから申請してください。

イ 申請書を提出

申請書を福祉課に提出してください。申請書はホームページからダウンロードできます。



ホームページ

※募集期限等はありません。随時募集しています。

4 認証ステッカー贈呈式

認証された事業所に認証ステッカーを贈呈します。是非取材をお願いします。

(1) と き 8月10日(木)午後1時

(2) 贈呈先事業所・会場 三条ベース(田島一丁目17番9号)

※障がい福祉サービス事業所で作られた商品等を入れたカプセルトイを設置するなどの取組をされていることから、認証することとなりました。

(3) 内 容 職員から事業者に認証ステッカーを贈呈します。

■「三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例」について

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、4月に制定しました。社会のいろいろなバリアを取り除くためにできる範囲で必要な工夫や対応をする合理的配慮の提供の義務化、差別的な扱いを受けたときに相談できる差別に係る紛争解決の仕組み、情報・コミュニケーション支援屋社会参加の促進などといった6つの基本施策の実施が主な内容です。

【問合せ】 三条市福祉保健部 福祉課 障がい支援係 大橋

電話：0256-34-5408